

(別紙1)

介護医療院やすらぎ苑重要事項説明書

1. 施設の概要

- ・施設名 周防大島町立介護医療院やすらぎ苑
- ・開設年月日 令和3年4月1日
- ・所在地 山口県大島郡周防大島町大字小松124-2
- ・電話番号 0820-74-5555
- ・FAX 0820-74-3890
- ・開設者 周防大島町 町長 藤本 浄孝
- ・管理者 施設長 甲 利幸
- ・介護保険事業所番号 35B7100014

2. 介護医療院の目的と運営方針

介護医療院とは、慢性期の医療と介護の必要性がある方や介護度の高い方が、長期療養生活を送られることを目的とし、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた長期療養・生活施設です。

以上の目的に沿って、当施設では、次のような『やすらぎ苑理念』を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

- ①人権を尊重し、個人に合わせ楽しく生活できるように援助していきます。
- ②地域の方に親しまれ信頼される施設にしていきます。

3. 設備の概要

定員	50名	
療養室	個室	6室 1室 15.78 m ² ~16.20 m ²
	4人部屋	11室 1室 33.05 m ² ~34.30 m ²
機能訓練室・作業療法室	1室	87.20 m ²
食堂	1室	52.91 m ²
談話ホール・レクリエーションルーム	1室	19.89 m ²
浴室	1室	一般浴槽と特別浴槽があります
サービスステーション	1室	2階にあります
洗濯室	1室	2階にあります
診察室・処置室・調剤所	1室	1階にあります
レントゲン室	1室	1階にあります
厨房	1室	1階にあります
非常災害設備等	スプリンクラー、誘導灯、消火器、非常用予備発電装置、自動通報装置連動火災報知器、すべり台等	

4. 職員体制

職種	人数	備考
施設長（医師）	1	通所リハ兼務
薬剤師	1	大島病院兼務
作業（理学）療法士	2	通所リハ兼務
看護職員	9人以上	
介護支援専門員	1	介護職員兼務
介護職員	11人以上	
管理栄養士	1	通所リハ兼務
事務職員	1	
給食・清掃		委託業務

5. 勤務体制

職種	勤務体制
医師	平日 8:30~17:15 ※Ⅱ型介護医療院のため宿直はありません ※休日夜間はオンコール体制となります
薬剤師	平日 8:30~17:15 (大島病院勤務)
作業(理学)療法士	平日 8:30~17:15
看護師職員・介護士職員	標準的な時間帯における配置人員 日勤 8:30~17:15 6~8名 早出 7:00~15:45 1名 遅出 10:00~18:45 1名 夜勤 16:30~ 9:15 2名
介護支援専門員	平日 8:30~17:15

※土・日・祝日・年末年始は上記と異なります。

6. サービス内容及び利用料金

<サービスの内容>

(1) 施設サービス計画の立案

- この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、利用者・身元引受人(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◎医療

介護医療院は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師看護職員が常勤していますので、当施設長の判断により適切な医療・看護を行います。

◎機能訓練

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内での全ての行動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◎栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◎生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるように、常に利用者の立場に立って運営しています。

(2) 食事（原則として食堂）

- ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

食事時間	朝食	7：20～
	昼食	11：50～
	夕食	17：00～

(3) 入浴（一般浴槽のほか、入浴に介護を要する利用者は特別浴槽で対応。

入浴は、週に最低2回ご利用いただきます。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

(4) 口腔ケア（毎食後実施）

(5) 医学的管理・看護

(6) 介護（退所時の支援も行う）

(7) 機能訓練（リハビリ・レクリエーション）

(8) 相談支援サービス

(9) 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

(10) 理髪サービス（原則月2回第2・第4月曜日）

(11) 行政手続き代行

(12) その他

<サービス利用料金>

（別紙3）料金表のとおり

7. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

名称 周防大島町立大島病院

住所 大島郡周防大島町大字小松1415番地1

名称 周防大島町立東和病院

住所 大島郡周防大島町大字西方571番地

協力歯科医院

名称 周防大島町立橋医院

住所 大島郡周防大島町大字西安下庄3920番地17

8. 施設利用に当たっての留意事項

(1) 面会

午前9時から午後7時まででお願いします。

(2) 外泊・外出

施設長の許可で行っております。サービスステーションにてご相談下さい。

(3) 食事等の差し入れ

栄養管理をしているため、堅くお断りします。

(4) 飲酒・喫煙

堅くお断りします。

(5) 火気の取り扱い

承認を受けないで使用することを堅くお断りします。

(6) 設備・備品の利用

みだりに交換したり、施設外に持ち出さないで下さい。

(7) 金銭・貴重品の管理

各自で管理して下さい。

(8) 宗教活動

施設内での布教はご遠慮下さい。

(9) ペットの持ち込み

持ち込むことは出来ません。

9. 非常災害対策

当施設では、年2回の避難訓練の実施や備蓄品の充足化を進め、不測の事態に備えています。

10. 虐待防止措置

当施設では、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

(1) 当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

(2) サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

(3) 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(4) 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備することとします。

(5) 事故が発生した時、又はそれに至る危険がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備することとします。

(6) 事故発生の防止のための委員会を1ヵ月に1回程度開催し、職員に対する研修について定期的に行うこととします。

12. 要望又は苦情等の申し出

利用者及び身元引受人は、当施設の提供するサービスに対しての要望又は苦情については事務長に申し出るか、又は所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。なおサービス内容等に関する苦情の申し付けは次のとおりです。

当苑

事業所名	周防大島町立介護医療院やすらぎ苑
住 所	山口県大島郡周防大島町大字小松124番地2
電 話	0820-74-5555

FAX 0820-74-3890
担当者名 事務長
受付時間 8時30分から17時15分まで
(但し、土、日、祝日、年末年始を除く)

その他

郡内

事業所名 周防大島町健康福祉部介護保険課介護保険係
住 所 山口県大島郡周防大島町大字土居1325番地1
電 話 0820-73-5503
FAX 0820-73-0090

郡外

事業所名 山口県国民健康保険団体連合会苦情相談係
住 所 山口県山口市朝田1980番地7
電 話 083-995-1010
FAX 083-934-3665